第一条の二第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号	
相手国居住者等	外国居住者等
氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている
配分利益に係る租税条約の相手国等	外国居住者等に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
当該相手国等	当該外国
租税条約の規定に基づき所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
恒久的施設	外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等に該当する恒久的施設以外の恒久的施設
第四条第一項	
相手国居住者等	外国居住者等
その者が恒久的施設若しくは固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないこと又は一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
効力発生の日と	適用開始日と
第四条第一項第一号	
氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている
第四条第一項第二号	
対価又は報酬に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国
当該相手国等	当該外国
第四条第一項第三号	
租税条約の規定により所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
第四条第十一項	
外国法人は	外国法人（外国居住者等所得相互免除法第七条第三項に規定する外国法人をいう。以下同じ。）は
租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等	当該外国法人に係る外国
者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）	当該外国に係る外国居住者等

	第四条第十一項第一号
ものとされる部分	
当該租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地	所在地
、その事業が管理され、支配されている場所の所在地及び	及び
第四条第十一項第二号及び第三号	
租税条約の相手国等のうち当該租税条約	外国のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項
第四条第十一項第四号	
当該租税条約の規定に基づき所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用
第四条第十一項第十号	
同号の租税条約	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項
第四条第十一項第十一号	
相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
第六条第一項	
相手国居住者等である個人	外国居住者等である非居住者
租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
第六条第一項第一号	
氏名、国籍	氏名
第六条第一項第二号	
保険年金に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国
当該相手国等	当該外国
第六条第一項第三号	
租税条約の規定に基づき所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
第九条第一項	
相手国居住者等は	外国居住者等は
租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
第九条第一項第一号	
氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている